

庭球三田会会則（新旧対照表）

		現	改定案
第3章 第8条	役員等 役員の定数	本会に次の役員をおく。 会長1名、副会長3名以内、幹事長1名 常任幹事若干名、監事2名以内、事務局長1名	同左
第9条	会長	会長は、本会を代表し、会務を統括する。 会長は、副会長以下の各役員の任命権をもつ。 会長の選任にあたっては、常任幹事の中から互選された者、もしくは常任幹事会が推薦した者で、 全会員の過半数の同意を以て決定し、 総会にて報告する。	会長は、本会を代表し、会務を統括する。 会長は、副会長以下の各役員の任命権をもつ。 会長の選任にあたっては、選考委員会が任命した者を 常任幹事会で承認し、総会にて報告する。 なお、選考委員会の委員は5人以上の構成とし、現会長がその委員を指名する。 会長が不在または選考委員を指名できない場合は、第11条にもとづき幹事長が会長の職務代行として選考委員会を組成する。 また、 会長の任期は基本3期6年までとする。ただし再任は妨げない。 なお、会長を再任する場合はその任期は2年毎とする。 再任の場合は、選考委員会は設置せず、常任幹事会の承認とし、総会にて報告する。
第11条	幹事長	幹事長は、常任幹事を統括し、 常任幹事会を代表して本会の運営にあたるとともに、 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。	
第15条	役員の任期	役員の任期は、2年間とする。 ただし再任を妨げない。 なお、役員は任期満了後も後任者が就任するまでは その職務を行うものとする。	会長の任期は第9条にもとづく。 他の役員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。 また、第8条より副会長以下の各役員の任命権は会長がもつため、その再任は総会および常任幹事会において報告事項となる。 なお、役員は任期満了後も後任者が就任するまでは その職務を行うものとする。
第4章 第19条	総会 決議事項等	総会での決議事項は次のとおりとする。 ・前年の活動報告および決算 ・当年の活動報告および予算 ・会則のうち本則の変更 ・特別会員の承認 ・顧問の承認 ・その他、本会の総意を必要とする重要事項 なお、決議事項以外の重要事項に関し、 会員への周知が必要な事項については、 総会において報告するものとする。	同左 *会長の選任は第9条および第22条より常任幹事会の決議事項となるため、総会では報告事項となり決議事項としての追記は不要となる。
第5章 第22条	常任幹事会 決議事項	常任幹事会での決議事項は次のとおりとする。 ・総会への付議事項 ・会長候補の推薦 ・監督候補の推薦 ・正会員の承認 ・会員除名の承認 ・会則のうち細則の変更 ・庭球三田会小泉基金の運営方針 ・事務局組織および委員の変更 ・事務局運営に係わる重要事項 ・その他、常任幹事の承認を必要とする重要事項	常任幹事会での決議事項は次のとおりとする。 ・総会への付議事項 ・ 会長の選任 ・監督候補の推薦 ・正会員の承認 ・会員除名の承認 ・会則のうち細則の変更 ・庭球三田会小泉基金の運営方針 ・事務局組織および委員の変更 ・事務局運営に係わる重要事項 ・その他、常任幹事の承認を必要とする重要事項 *第9条より「会長候補の推薦」を削除し、「会長の選任」を決議事項として追記する。